入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和元年　７月２６日

東広島市長　髙垣 廣徳

１　入札に付する事項

（１）	物品・委託役務の名称	高機能消防指令センター監理業務
（２）	物品・委託役務管理番号	13310027
（３）	物品委託役務内容	高機能消防指令センターの更新整備にあたり、調達支援業務において策定された仕様書等の設計図書に基づき、システム整備が行われるよう管理・監督を行うもの。
（４）	納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和２年　９月３０日まで
（５）	納入・履行（就業）場所	東広島市消防局指令課
（６）	予定価格	非公表
（７）	最低制限価格	なし
（８）	入札方式	一般競争入札
（９）	入札区分	紙入札
(10)	使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
(11)	契約種別	総価契約
(12)	収入印紙	要

２　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	情報処理＞システム開発・改修等
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	令和元年度又は過去１０年度の間に高機能消防指令センターⅡ型以上のシステムの監理業務を地方公共団体から元請として受注し、誠実に履行した実績がある事業者。
カ	その他	平成31年1月25日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

３　その他の入札条件

(1) 入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

4　日程等

手続き等		期間・期日等	場所・留意事項
ア	公告日	令和元年　7月２６日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「６問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ	仕様書及び見本等閲覧期間	令和元年　7月２６日～ 令和元年　8月２０日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：　無
ウ	同等品確認期間 (物品の買入れ及び借入れに限る)		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号。以下「入札心得」という。）別記様式第２号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ　質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ	同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ	質問書提出期間	令和元年　7月２６日～ 令和元年　8月　2日 (午前　8時30分～午後　5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号）別記様式第１号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 消防局　指令課 東広島市西条町助実１１７３番地１ 電話番号　082-422-0119　　／ファックス番号　082-423-8243 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ	回答書閲覧期間	令和元年　8月　7日～ 令和元年　8月２０日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ	入札期間	令和元年　8月１６日～ 令和元年　8月１９日 (午前　8時30分～午後　5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク	開札日時	令和元年　8月２０日 午後　1時２０分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町８番２９号　本庁本館４階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（１回目）を実施するものとする。再度の入札（１回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（１回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（１回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（２回目）を行う。 再度の入札は、２回目まで行う。

5　資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求める。

本案件は、落札候補者が令和元年　8月２１日　午後　5時１５分までに資格要件確認資料を持参または郵送により提出しなければならない。

（1）提出書類

書類の区分		提出書類（◯印）	備考
ア	入札参加資格要件確認申請書	◯	様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ	入札参加資格要件総括表		
ウ	誓約書	◯	
エ	配置予定技術者届出書		
オ	履行実績確認表		
カ	履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ	法令等による登録等を確認するための資料		
ク	その他	◯	履行実績調書

（2）提出部数は、１部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。
（3）提出期限　令和元年　8月２１日　午後　5時１５分
（4）提出先　　「６　問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。
（5）その他
入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。
資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6　問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課　物品役務係
東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階）
電話番号　　０８２－４２０－０９３０
ファックス番号　０８２－４３１－００７７

高機能消防指令センター監理業務仕様書

第１章　総則

第１条　業務名称
　　高機能消防指令センター監理業務

第２条　履行場所
　　東広島市消防局指令課

第３条　履行期間
　　契約締結日の翌日から令和２年９月３０日（水）まで

第４条　適用
　本仕様書は、東広島市（以下「発注者」という。）が実施する、高機能消防指令センター監理業務（以下「本業務」という。）を受注者が実施する際の諸条件について定めるものとする。

第５条　資料の貸与
１　発注者は、本業務を実施するに当たり、下記の資料を受注者に貸与するものとする。
（１）「高機能消防指令センターシステム調達支援業務」設計図書
（２）「高機能消防指令センターシステム調達支援業務」技術提案評価支援報告書
（３）「高機能消防指令センターシステム調達支援業務」契約用仕様書案確認精査報告書
（４）その他発注者が必要と認める書類
２　受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに発注者に返却するものとする。
３　受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
４　受注者は、守秘義務が求められる資料については複写してはならない。
５　受注者は、貸与品について、借用品目・数量、借用期間、借用責任者を明記した借用書を提出するものとする。

第６条　守秘義務
　受注者は、本業務により知り得た情報について発注者の許可なく外部に公表してはならない。

第７条　関係法令の遵守
　受注者は、業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第８条　技術者の選任
１　受注者は、自社に在籍し、過去１０年間に受注者の元請業務において履行完了した高機能消

防指令センターⅡ型以上のシステムの監理業務に従事した経験を有する者を業務実施責任者として選任し、発注者に届け出るものとする。

２　受注者は、担当技術者の内、月次定例会議や各種検査に立ち合いを行う主担当技術者について、自社に在籍し、過去１０年間に受注者の元請業務において履行完了した高機能消防指令センターⅡ型以上のシステムの監理業務に従事した経験を有し、広島県内の事務所に常駐する者を選任し、発注者に届け出るものとする。

３　受注者は、ISMS 認証登録を受けている部門に在籍するものを本業務に従事させること。

第９条　再委託

１　受注者は、次の各号に掲げる「業務の主たる部分」については、これを再委託することはできない。

（１）業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等

（２）解析業務における手法の決定及び技術的判断

２　受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、製図、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

３　受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

４　受注者は、業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し業務等の実施について適切な指導、管理のもとに業務等を実施しなければならない。

第１０条　疑義

本仕様書について疑義等が生じた場合は、その都度発注者と受注者が協議を行い、対応を決定するものとする。

第１１条　履行期間の変更

本業務の対象となる「高機能消防指令センターシステム整備業務」（以下「整備業務」という。）は東広島市議会の議決を経たときに本契約として効力を生じるものであり、本業務の履行期間は、整備業務の本契約の締結時期に応じて変更する可能性がある。本業務の履行期間を変更する必要がある場合には、協議により履行期間を変更する。

第２章　業務概要

第１条　目的

本業務は、「高機能消防指令センターシステム調達支援業務」（以下「調達支援業務」という。）において策定された仕様書等の設計図書（以下「設計図書」という。）に基づき、発注者の意向・意図が十分に反映されたシステム整備が行われるよう受注者が管理・監督を行うものとする。

第２条　監理対象システム

本業務において監理を行うシステムは、整備業務において整備を行う消防指令システムとする。

第３条　設計意図及び評価意図確認

１　受注者は、本業務の実施にあたり、設計図書、高機能消防指令センターシステム整備業務の受注業者（以下「システム整備業者」という。）が提出した提案書、調達支援業務における技術提案評価支援報告書及び契約用仕様書案確認精査報告書を熟読し設計内容及び評価・契約経緯の確認を行うものとする。

２　受注者は、設計意図及び評価意図に関する理解を深めるために調達支援業務受注者へのヒアリング調査を行うものとする。その際にかかる費用については調達支援業務受注業者に支払う費用も含め全て受注者の負担とする。また、調達支援業者に支払う費用の交渉について発注者は一切関与しない。

３　調達支援業務受注者が本業務の受注者である場合は、本条第１項及び第２項は適用しない。

第４条　仕様調整

１　受注者は、設計図書の定めによりシステム整備業者が提出する承諾図書（施工図、ソフトウエア仕様書）の内容について、設計図書及び技術提案書の内容を反映した発注仕様書と齟齬がないことを確認するものとする。また、必要に応じてコメントを記載し発注者の監督職員に提示するものとする。

２　受注者は、システム整備業者から仕様変更にかかる協議書の提出があった場合、その内容について、設計図書及び技術提案書の内容を反映した発注仕様書と同等以上かどうかの確認し、必要に応じてコメントを記載し発注者の監督職員に提示するものとする。

第５条　工程管理

１　受注者は、各システム分科会の議事録のチェックを行い、保留事項及び課題事項の解決状況の確認を行うものとする。

２　受注者は、発注者とシステム整備業者が行う月次定例会議に同席し進捗状況のチェック及び議事録のチェックを行うものとする。

３　受注者は、事業進捗過程において発生する課題・ペンディング事項について、早期解決のための方策提示を行うものとする。

第６条　検査支援・確認図書作成

１　受注者は、工場検査時、現地総合テスト時、１１９回線切替え時及び完成検査時に立会いを行い、チェック表により承認図書記載機器・機能を満たしているか、正常な動作を行っているか、正しく施工がされているかを確認するものとする。なお、機器受入検査については書類確認によるものとし現地立会いは行わないものとする。

２　検査確認書は、設計図書の定めにより、システム整備業者が作成するものとし、その検査項目については発注者、受注者及びシステム整備業者の三者協議により決定するものとする。

３　検査立会い時に不具合事項を発見した際には速やかに監督職員に報告するとともにシステム整備業者に対して是正指示を与えるものとする。

４　各段階における検査内容は以下のとおりとする。

（１）工場検査立会い

メーカー工場内において、承認図書に記載された機器装置の確認、及び各機器装置単体の機能・動作確認を実施するものとする。

（２）現地総合テスト立会い

現地における総合接続試験（総合訓練）時に動作確認を実施するものする。

（３）１１９回線切替立会い（部分使用検査を兼ねる。）

新システムの１１９回線切替日において１件目の１１９通報が入り事案処理が終了するまでの確認を実施する。

（４）完成検査立会い

承認図書どおりの設置施工が実施されているか最終確認を実施する。受注者は、完成図書について、必要書類が正しく納められているか確認を行うものとする。

５　受注者は、確認結果については各チェック表をもとに報告書を作成するものとする。

第３章　納品成果等

第１条　納入成果品

本業務における成果物は下記のとおりとし、製本で各３部、電子媒体（ＣＤ－Ｒ）で２部納入するものとする。

１　検査確認報告書　（検査立会写真含む。）

２　監理報告書（日報）

３　その他必要書類

第２条　その他

１　部分払い

（１）本委託は、部分払いを次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	支払種別
令和元年度分 ・工場検査立会い ・検査確認報告書 （令和元年度分）	円	部分払（部分引渡し）
令和２年度分 ・令和元年度分以外全部	円	完了払

（２）部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていなければならない。

（３）部分払の額は、契約金額を５で除した額（当該額に千円単位未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、完了払いはその残額とする。

２　債務負担行為に係る契約の特則

各会計年度における業務委託料の支払限度額及び支払限度額に対応する出来高予定額は次のとおりとする。

令和元年度　　支払限度額　〇〇円（出来高予定額　〇〇円）
令和２年度　　支払限度額　残額　（出来高予定額　残額　）
なお、予算の都合その他の必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができるものとする。